

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

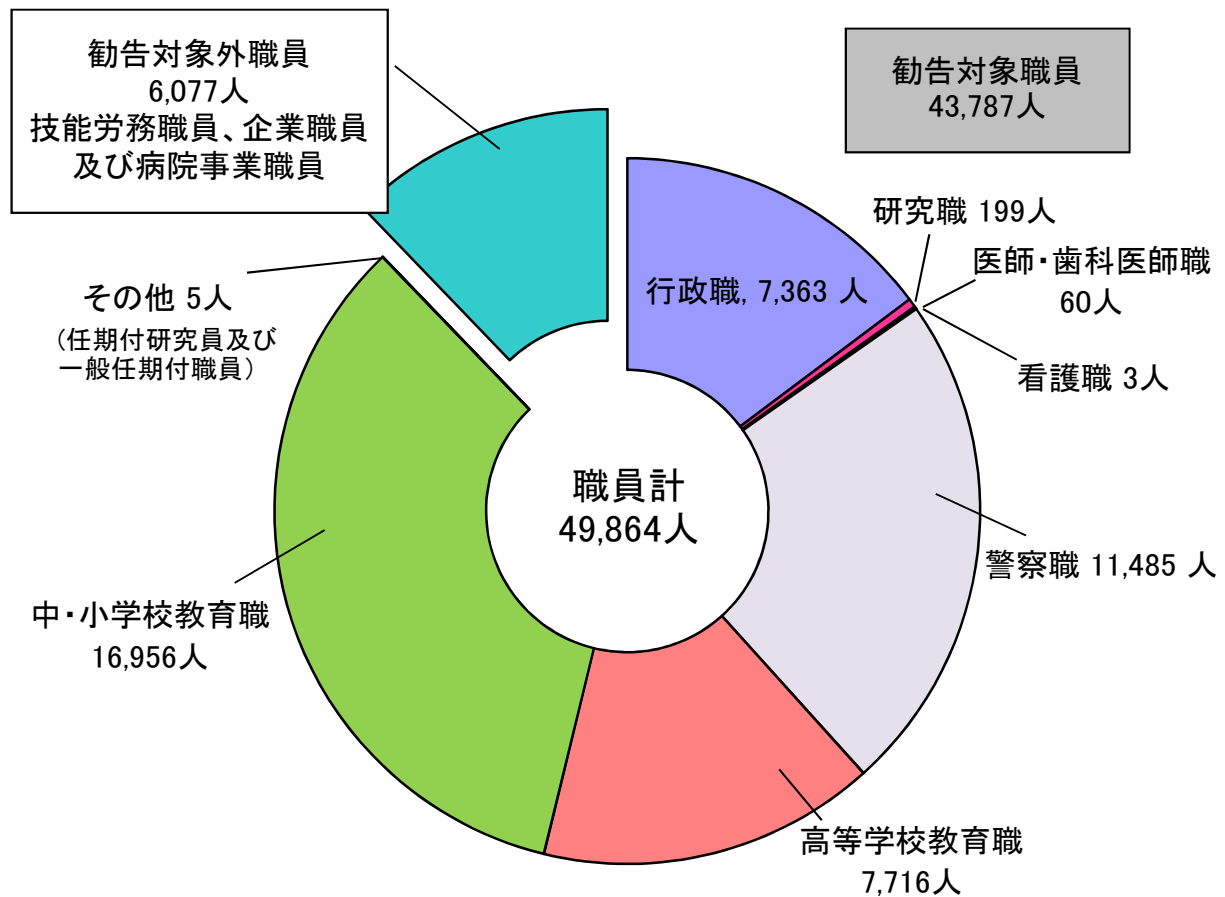
平成 30 年 10 月  
兵庫県人事委員会

## 目 次

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 公民比較方法の見直し
- 5 民間給与との較差に基づく給与勧告
- 6 本年の給与勧告
- 7 最近の給与勧告の状況

# 1 給与勧告の対象職員

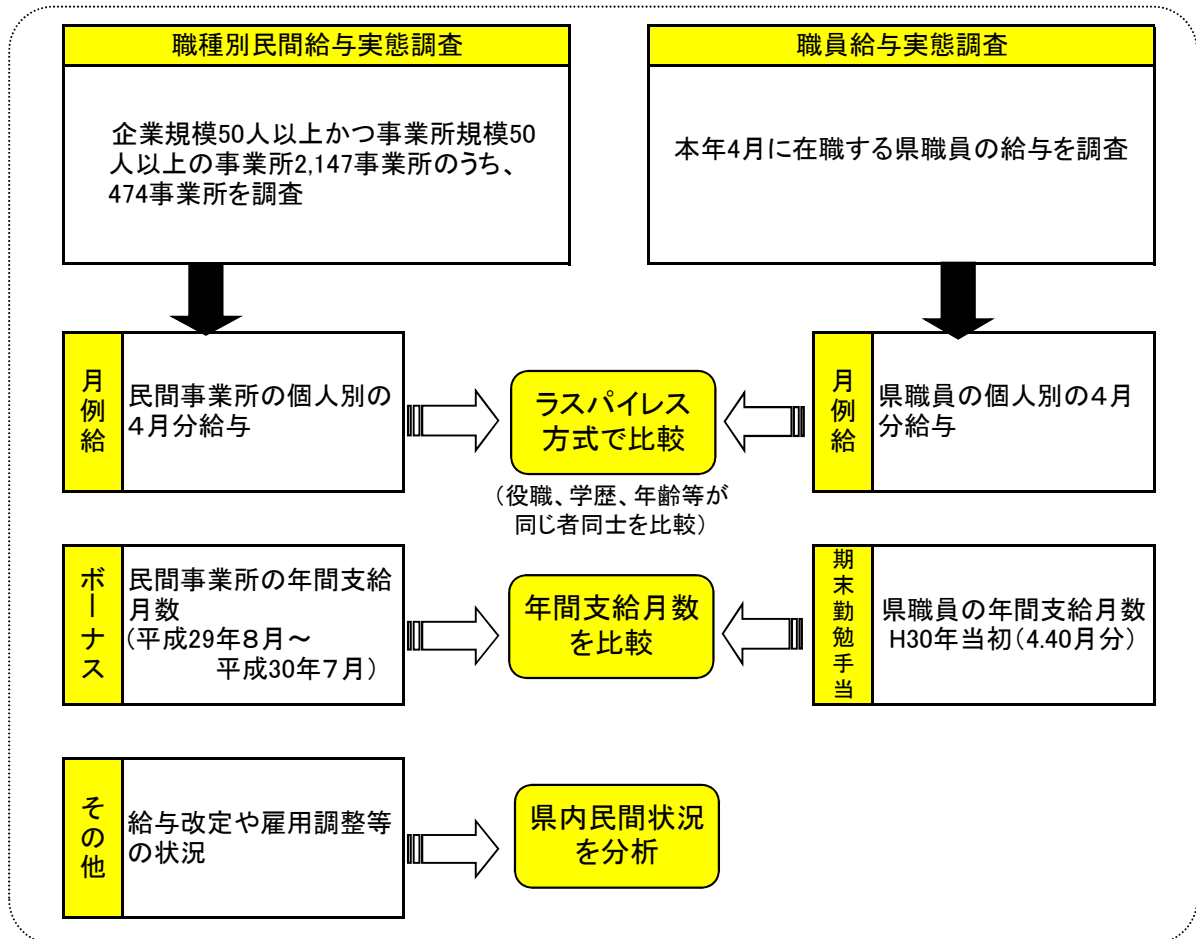
兵庫県には、平成30年4月1日現在、49,864人の職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員を除いた43,787人です。



## 2 給与勧告の手順

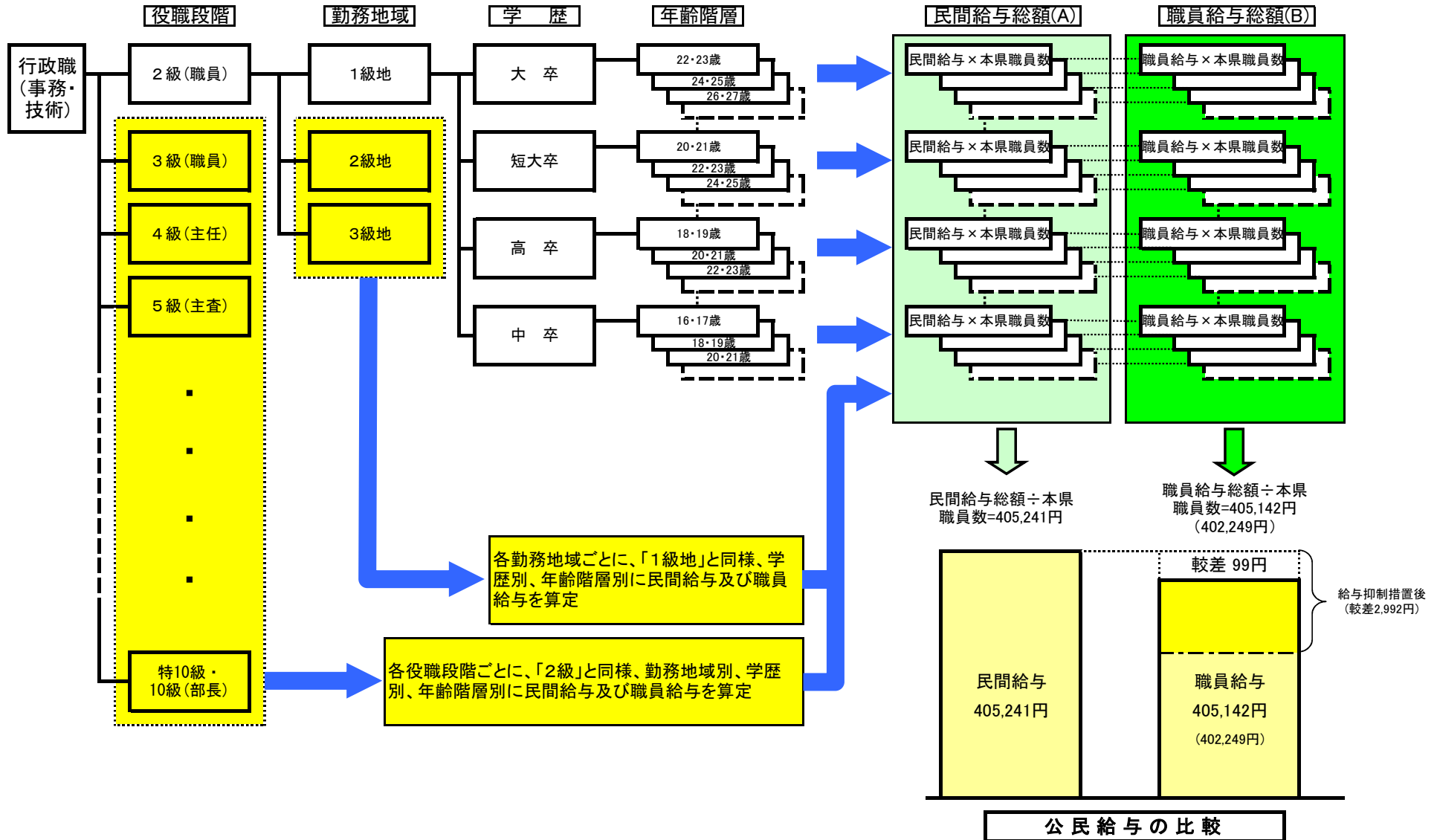
人事委員会では、民間従業員と県職員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給月数に公務員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の兵庫県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に職員に支払っている支給総額(B)と比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに、本県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

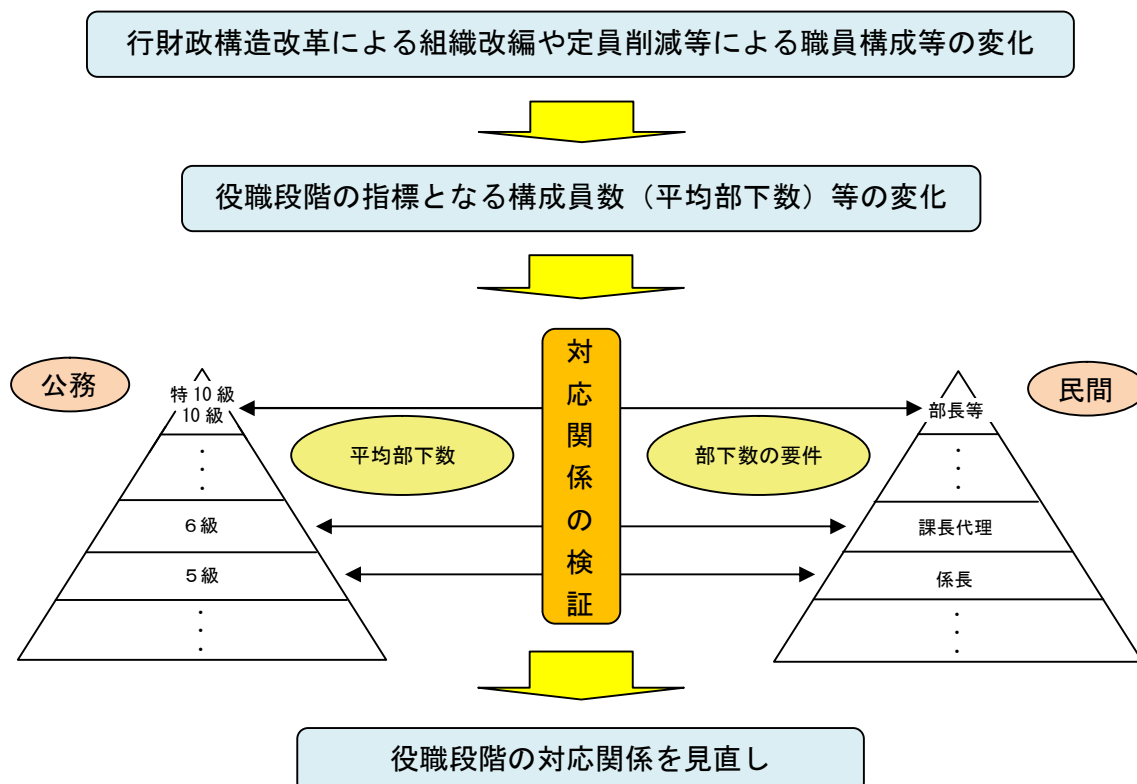


注（ ）内は給与抑制措置後の場合

## 4 公民比較方法の見直し

- 公務と民間を比較する要素のうち役職段階に着目し、現行の対応関係を定めた平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、現時点で適切な対応関係となるよう従来の比較方法を見直し、本年の公民比較に反映しました。
- 公務と比較する民間の役職段階を下位の区分に見直したため、公民比較上の民間給与が減少し、公民較差を引き下げる結果となりました（公民較差への影響額：△8,435円）。

### 1 検証・見直しのイメージ



### 2 役職段階の対応関係の見直し

#### ① 行政職 6 級以上（企業規模 500 人以上）

< 6 級 > 課長代理（部下 4 人以上） → 係長（部下あり） へ見直し

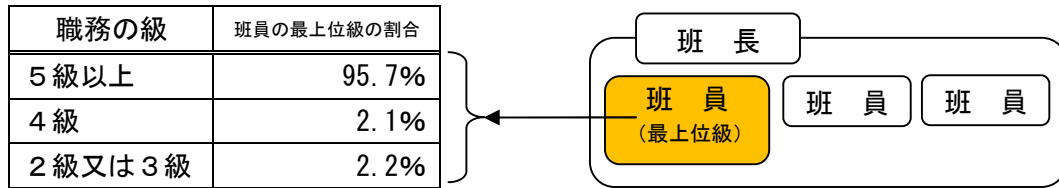
6 級の班長・主幹の平均部下人数は 2.5 人で、民間の課長代理の部下要件（4 人）を下回る

公務の役職	部下数	対応関係	民間の役職	部下要件
本庁の部長	209.2 人	←→	部長	20 人以上
本庁の局長	76.0 人	←→	課長	10 人以上
本庁の課長	14.9 人	←→	課長代理	4 人以上
本庁の副課長	9.3 人	←→	係長	部下あり
本庁の班長・主幹	2.5 人	←→		

② 行政職 5 級以下（企業規模 500 人以上）

< 4 級 > 係長（部下あり） → 主任（部下なし）へ見直し

班員の最上位の級は 5 級以上が 95.7% で、4 級の職員が部下を有するとは認められない



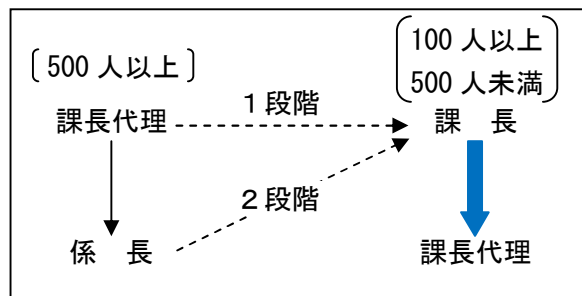
< 3 級 > 主任 → 係員へ見直し

4 級の見直しに伴い、職名を持たない 2・3 級の対応関係を係員に統一

③ その他の見直し（企業規模 500 人未満）

< 6 級 > 課長 → 課長代理へ見直し（企業規模 100 人以上 500 人未満）

企業規模 500 人以上の対応関係を基本に、一定の段階差（一段階上位又は同位の役職段階）  
企業規模 500 人以上の見直しにより、2 段階以上乖離する対応関係を見直し



3 見直し後の対応関係

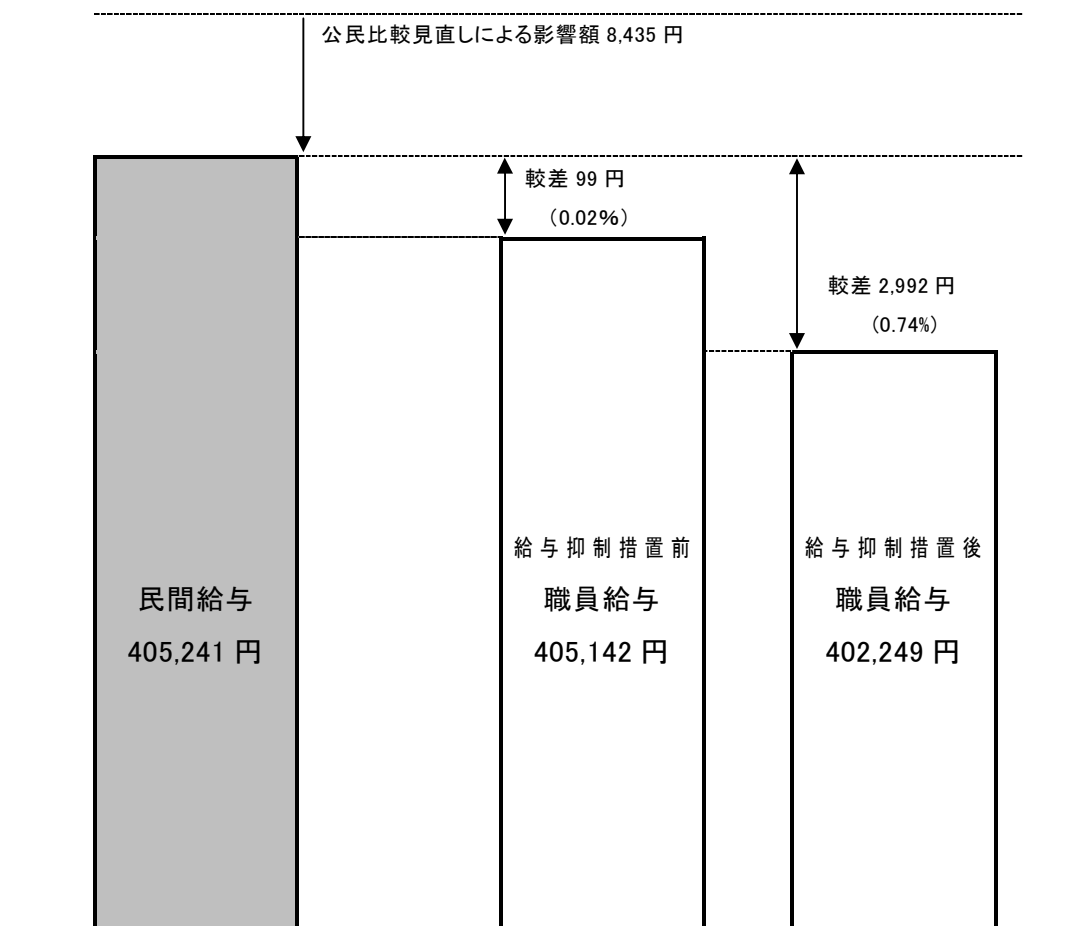
公務 職務の級	民間				企業規模 50 人以上 100 人 未満の事業所 (変更なし)
	企業規模 500 人以上の事業所		企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所		
	現 行	見直し後	現 行	見直し後	
特 10 級	部長等	部長等			
10 級					
9 級	課 長	課 長	部長等	部長等	
8 級					
7 級	課長代理	課長代理	課 長	課 長	部長等
6 級		係 長			
5 級	係 長	主任	課長代理	課長代理	課長
4 級			係 長	主任	係 長
3 級	主任	係 員	主任	主任	主任
2 級	係 員		係 員	係 員	係 員

## 5 民間給与との較差に基づく給与勧告

### 《公民較差》

- 「最終2カ年行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置（給与カット）の影響を除いた場合、職員給与が民間従業員給与を99円（0.02%）下回っています。
- 給与抑制措置を含めると、職員給与は民間従業員給与を2,992円（0.74%）下回っています。

民間従業員の給与 (A)	405,241円
県職員の給与 (B)	405,142円 [給与抑制措置後：402,249円]
較 差 (A)-(B)	99円(0.02%) [給与抑制措置後：2,992円(0.74%)]



## 6 本年の給与勧告

### 1 給料表

国の俸給表の改定内容に準じて引上げ

#### 【行政職給料表】

- ・初任給は1,400円～1,500円引上げ、若年層について1,000円程度の改定
- ・職員の在職実態を踏まえ、行政職5級において8号給増設

#### 【その他の給料表】

- ・行政職給料表との均衡を基本に改定

### 2 期末・勤勉手当

民間の支給月数（4.46月）と見合うよう、0.05月分引上げ（4.40月→4.45月）

一般職員	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.925月 (現行0.900月)	0.925月 (現行0.900月)	1.85月 (現行1.80月)
計	2.150月 (現行2.125月)	2.300月 (現行2.275月)	4.45月 (現行4.40月)

※平成31年度以降は、期末手当の支給月数を平準化（各期1.30月）

### 3 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当の限度額を国に準じて引上げ

### 4 宿日直手当

国に準じて改定

### 5 改定の実施時期

平成30年4月1日

〔参考〕職員1人当たりの改定状況

（行政職：平均年齢43.8歳、平均経験年数22.0年）

	月例給与	期末・勤勉手当	年間給与	年間給与の増減
改定前	394,526円	4.40月	6,503,000円	27,000円
改定後	394,959円	4.45月	6,530,000円	(0.42%)



## 7 最近の給与勧告の状況

本県職員の給与は、5年連続の引上げとなりました。

- ・月例給は、公民較差が極めて小さいものの、国や他の都道府県との均衡等を考慮し、給料表を国に準じて改定（※）
- ・特別給は、民間賃金の改善を反映

	月例給（公民較差）		特別給（ボーナス）	
	率	額	年間支給月数	対前年比増減
平成20年	△ 0.02%	△ 78円	4.50月	据置
平成21年	△ 0.28%	△1,183円	4.15月	△ 0.35月
平成22年	△ 0.17%	△ 727円	3.95月	△ 0.20月
平成23年	△ 0.29%	△1,199円	3.95月	据置
平成24年	△ 0.12%	△ 486円	3.95月	据置
平成25年	+ 0.01%	49円	3.95月	据置
平成26年	+ 0.29%	1,202円	4.10月	+ 0.15月
平成27年	+ 0.34%	1,405円	4.20月	+ 0.10月
平成28年	+ 0.83%	3,411円	4.30月	+ 0.10月
平成29年	+ 0.73%	2,988円	4.40月	+ 0.10月
平成30年	+ 0.02% ※	99円	4.45月	+ 0.05月

公民較差は、勧告の基本とする較差